

2011年1月26日

PEFC 評議会  
事務局長  
Ben Gunneberg 様

インドネシアの APP 社が保有する認証書に対する PEFC からの苦情について

この度、貴評議会より受領した 2010 年 7 月 7 日付けの上記書状について回答いたします。

この度の苦情に応え、SGS はグリーンピースによる主張の様に、PEFC-CoC 規格を取得した APP の製紙工場に違法原材料が投入されていたかどうかに関し、これを確認するための調査を調査団体に委託しました。この調査結果により、すべての原材料が合法であることが判明しました。

状況説明

1. APP の商標は世界最大の紙パルプの生産者を代表するものであります。記録によれば、APP は紙パルプ業界における世界的なリーダーたることを意図し、かつそれを責任ある持続可能な形で実現することを目指しています。
2. APP は、その紙パルプおよびティッシュ製造工場に問題がある出所からの原材料を回避するための手順を導入しました。このために、下記の三つの第三者検証手段に基づく方法活用しました。
  - ・ 該当工場の PEFC-CoC 認証
  - ・ SGS の合法性およびトレーサビリティ (TLTV VLO) 検証規格
  - ・ インドネシアの持続可能な人工森林の管理システムに関するインドネシア・エコラベリング委員会 (LEI) 規格
3. PEFC のラベル付き商品を生産するために、APP の工場は輸入された PEFC 認証材である針葉樹パルプを、出処に問題のないことの検証済みの地元産原材料と混合します。出処に問題がないことに関する検証には LEI、TLTV、CoC の方法が利用されます。
4. SGS はインドネシア国内の多数の APP 社の紙・ティッシュ製造工場のために、PEFC-CoC やその他の認証機関として活動しました。
5. グリーンピースは、2010 年 7 月 6 日の公開報告書「How Sinar Mas is Pulping the Planet (シナルマスはどの様に地球を破壊しているか)」の中で、深さ 3 メートル以上の泥炭上に開設されたプランテーション森林からのアカシアの材が APP の工場に供給されていると断定し、これはインドネシアの法律において違法であると主張しています。
6. PEFC 評議会は、このグリーンピースの報告に基づいて 2010 年 7 月 7 日に SGS に宛てて、苦情を申し立てました。

7. SGS は、調査団体にこれらの断定や主張の有効性に関わる調査を委託しました。調査は、グリーンピースの報告で特に指摘された地域であるスマトラ島の Riau 州を重点的に行いました。
8. 調査の目的は、APP へのパルプ材供給者がインドネシアの法律に違反して深い泥炭土壌で植林をしたかどうかを判断することにあります。この調査は、PEFC の認証を受けた APP の加工工場に原材料を供給しているプランテーション森林に限定しました。

## 調査結果の概要

1. 本件には下記の法的要求事項が適用されます。
  - 1990 年の大統領令第 32 号は、3 メートルまたはそれ以上の深さを有し、かつ、河川の上流域または湿地に位置する泥炭地は保護されなければならない、と規定しています。
  - 2008 年の政府規制第 26 号は、この要求を再確認し、上流域または湿地にある厚さが 3 メートルまたはそれ以上の泥炭を有する土地は保護されなければならない、と決めました。これは、これら保護の対象である深い泥炭地域を特定することを地方政府に対して求める要求事項と対になっています。
2. 植林活動の前に行う、保護下にある上流域または湿地にある深層泥炭地域の確認は、APP とは異なるコンサルタントにサポートされた 3 つのレベルの公的な林業事務所の責任で行われます。
3. APP のパルプ材供給者が 3 メートル以上の深さのある泥炭地域上にプランテーションを開設したということに関する証拠はあります。しかし、APP のパルプ材供給者が Riau 州においてプランテーションに転換した土地に保護の対象地区が含まれているということは、林業当局による確認にはありません。
4. APP のパルプ材供給者によるプランテーションの開設行為に要求されるすべての許認可は下りており、今も有効です。
5. APP のパルプ供給者による植林は合法です。

## 追加考察

グリーンピースは、特に APP による PEFC 要求事項の順守状況の検証の一部としてとらえるべき基準に関して、調査の付託範囲が、このケースに及ぼす重要性考えると、狭すぎると考えています。ここには、PEFC の CoC 認証の目的を考えれば、深い泥炭の転地は、たとえインドネシア法で許可されていても、「問題のある出処」としてとらえるべきなのではないか、との疑問が含まれます。このため、下記の追加的な考察を追加されました。

WWF との面談の結果判明したことは、WWF が政府規則 2008 年第 26 号について、3 メートルかそれ以上の深さを有するか、または、河川の上流域あるいは湿地にある泥炭地の保護を規定しているとの解釈であることです。 WWF は、海岸線より上の地域はすべて上流であると考えており、その解釈に基づいて APP が法律に違反していると見ています。しかしながら、もし関連の法的要求の目的が、いかなる下流域の上流（水流の観点から）に位置する 3 メートル以上の深さを持つ泥炭地域のすべてを保護することにあるのなら、単に「3 メートル以上の深さを有するすべての泥炭地」という言い方で十分であったと思われる。

土壌の専門家 2 名との面談によれば、深い泥炭地として分類される泥炭地は、有機物質の分解のレベルに基づいており、3 メートルを深い泥炭地として特定する科学的な根拠はないことが表明されています。また、水の管理が正しく行われていれば、そのような地域が使用されることは問題ないことが強調されました。

自治区の林業事務所、州林業省、林業省との面談によって、本件に関係した様々なレベルの行政当局が APP の行為を合法であると確認していることが確認されました。また、3 メートル以上の深さの泥炭地の水の管理が重要であると考えられていることが確認されました。

結論としては、この調査の結果、PEFC の CoC 規格に照らした認証を受けて APP 工場に投入原材料として使用された原材料は合法的な生産源からのものであるということが判明したということです。APP は PEFC の生産において転用林からの原材料を使用していません。すでに、APP は転用林からの原材料は「問題のある出処」であると、そのすべての意図と目的において宣言しております。

行政法においては、政府機関がその行政機能上の措置をとる時、そうした措置は、その行為が上級当局によって再検討および／または破棄されるまでは有効であるとするのが、一般的な原則です。（例：行政上の再検討または法廷など）。もしその案件が妥当性に関して第 3 者による論争となった場合は、この第 3 者は、これについて政府や裁判所の前で正式に疑問を呈するなど、さらに国レベルで取り上なければなりません。従って、この件をさらにその方向で追及するかどうかは、その第 3 者の判断によりますが、この場合でも、政府や裁判所によってこうした認可を覆す判断がなされなければ、この時点でその許可の有効性を損なうことはありません。

本状が、貴団体のご満足のごくものであることを信じております。

SGS Qualifor  
Director  
Gerrit Marais